

食料システム

公益財団法人 食品等持続的供給推進機構

Organization for Sustainable Food Supply System

<https://www.ofsi.or.jp/>

食料システム法の施行により当機構の名称を変更いたしました

2026

5月号

No.365

I N D E X

- 巻頭言 ②
- 令和7年度 物流生産性向上推進事業に係る公募 ④
- 全国卸売市場総覧WEB版 ④
- 令和7年度 物流生産性向上伴走支援事業に係る募集 ⑤
- 令和7年度 輸出物流構築事業に係る公募 ⑤
- 第14回 食品産業もったいない大賞 募集開始 ⑥
- 第36回 優良経営食料品小売店等表彰 応募店募集開始 ⑦
- 〈国交省・経産省・農水省〉
「総合物流施策大綱（2026年度－2030年度）」が
閣議決定されました ⑧

巻 頭 言

朝ドラ「ばけばけ」の終わりの2週分をNHK ONEで見た。昨年10月の放送開始以来ほとんどフォローしていなかったが、私が個人的にも関心を持っていた小泉八雲、ラフカディオ・ハーンとその妻セツについてドラマの最後にどのように描かれるかを見てみたかったのである。

最後の一つ前の週は東大の英語教師を突然クビになるところで、家族にその事実を言い出せず大学に行くと偽ってミルクパーラーで時間をつぶすことになっている。実際にはハーンは手紙一本で解雇を言い渡してくるという大学の非礼な対応に激怒して抗議の手紙を学長に書いている。ご存知の通り、このハーンの後任として東大の英語教師になったのが夏目漱石である。学生達はハーンの英語教師解雇撤回運動をする。学生達はハーンの素晴らしい講義が聞けなくなることを惜しんだのみでなく日本人講師によるつまらない講義に取り替えられたことに反発したのである。このような騒動に発展したことを受け、大学側はハーンの雇用継続を持ち掛ける。しかしハーンはこれを拒絶する。当時明治政府は高い給料を払っているお雇い外国人教師から留学帰りの日本人教師に順次振り替える政策を推し進めていた。したがって、ハーンから学ぶことはもはやないなどと大学側が言う訳もないし、家人に解雇の事実を隠してミルクパーラーに通うようなことはありえないことである。ちなみに、ハーンの英語文学に関する講義の素晴らしさ、レベルの高さはハーンの授業を受けた学生が書き残した詳細な講義録を読めばわかる。これは、Interpretation of Literatureという題名の本として出版されており（日本でも翻訳が出ている）、ハーンの高度な英語文学論を一語漏らさずノートを取った明治時代の学生の語学レベルの高さにこれまた驚愕させられる。

また最後の週では、ハーンの著作を出してきたアメリカの出版社のイザベラという女性の編集者がハーン死後にトキを尋ねてくる。「怪談」という子供向けの人気のない稚拙な本（と当人は言っている）を書いたことに関して、ハーンが同著を書くきっかけとなったとされる、教養のない自分でも読める本を書いてほしいとハーンに頼んだトキの行動を、強く非難する場面がある。そもそも売れないような本であれば出版すらしなかつたろうし、編集者がそのようなことを長年その著作を出版してきた作者の未亡人に面と向かって言うとは到底考えられない。また、トキ（セツ）が「思い出の記」を書くことになるきっかけがこの女性のススメがあったからという話の展開にももっともらしくない印象がある。

私が、ハーンに初めて触れたのは60年以上前の小学生の頃、確か5、6年の頃ではなかったかと思う。当時中学生であったすぐ上の兄が、田舎の家の隣の部屋で英語の教科書を大きな声で音読していた。それがハーンの「怪談」の一つ「ムジナ」であった。

それから私は中学2年になる時、熊本市内の中学校に転校したが、今も熊本の中心街にある鶴

屋デパートの後ろにハーンが住んでいた家が保存され公開されていた。これを中学の時か高校の時か忘れたが、訪れたことがある。

そういう経験を経ていた私は、東京の大学に学ぶことになって再びハーンにお目にかかることになる。大学の教養学部において比較文学の平川祐弘先生のゼミでハーン作品がとりあげられたのである。もしかすると、そのゼミの紹介文にハーン作品を取り上げると書いてあって、それに惹かれて先生のゼミをとったのかもしれない。

平川先生のゼミでは、「心」の中から「停車場にて」とか「ある保守主義者」とかを読んだ。このうち「停車場にて」は、熊本の現在の上熊本駅を舞台にした話であり、殺人犯が車で護送されてきてその犯人に殺された巡査の妻とおんぶされた子供と顔を合わせるという話である。犯人を護送してきた巡査がこの子供の方に犯人の顔をむけさせ、「坊や、こいつが4年前に坊やのお父さんを殺した男だ」と言って、その顔をよく覚えておくように諭すという場面である。お縄につながれた犯人が「ゆるしておくれ」と子供に許しを請うと、周りにいたたくさん見物人から突然すすり泣きが起こるといふものである。このすすり泣きは、親を亡くした子供を不憫に感じるだけでなく、人を殺してしまって獄に繋がれる犯人の身の上に哀れの情を持つという、日本人の心の細やかさを描いているのである。

この話について、平川先生から感想なりのレポートを書いてくるよう指示があり、熊本に住んだものとして非常に懐かしみを感じながら、ハーンがその「停車場」にいく時に辿った道はこれこれの道であったらうなどと自分の体験とのつながりにそって書いた覚えがある。そして、そのゼミの中では最初で最後であったと思うが、次のゼミの時間に先生が私の拙い文章をゼミ生全員の前で紹介された。

このようにハーンに触れてきた私は、ハーンに関する本が出るとできるだけ手に入れて読んできた。平川先生の本が中心であるが（例えば「小泉八雲 西洋脱出の夢」）、先生以外の著者の著作も読んできた。また、ゼミ生当時、ジャパントイズに広告が出ていたタトル社のハーン著作英文4巻セットをなけなしの金をはたいて下宿に取り寄せたりもした。

そういうハーンとの長年の付き合いを通じて私の中にはハーンとその妻セツのイメージが培われて来ており、わずか15分の毎日の番組で視聴者を繋ぎ止めるためにはありそうもない話の展開にしないとしようがないということは重々わかるころではあるが、この私の中のイメージと大きく異なるドラマを見せられるとどうも受け入れられない気持ちになるのである。

ただ、このドラマが放映されたことで、あらためて小泉八雲、ラフカディオ・ハーンに人々の関心が向かい、また、小生の長年のハーンとの邂逅歴を振り返るきっかけを与えてくれたことに感謝したい気持ちである。

公益財団法人 食品等持続的供給推進機構
会長 村上秀徳

令和7年度 物流生産性向上推進事業に係る公募

農水産品・食品の物流生産性向上及び中継共同物流拠点の整備による流通の合理化並びに基幹ルートの機能強化等を推進し、我が国の物流における輸送力不足への対応及び海外から稼ぐ力の強化を図り、もって国民の食料安全保障を確保するため、物流の標準化に取り組む事業者が行う、標準仕様パレットの導入、デジタル化・データ連携、モーダルシフト等の実装の取組や、デジタル化、自動化・省人化に必要な設備・機器等の導入を支援します。

■ 物流生産性向上実装事業

1. 青果物流通標準化ガイドライン（令和5年3月）、花き流通標準化ガイドライン（令和5年3月）、水産物流通標準化ガイドライン（令和6年3月）、加工食品分野における物流標準化アクションプラン（令和2年3月）又はそれらに準ずる業界が定めるガイドライン（以下「流通標準化ガイドライン等」という。）において推奨されている標準仕様パレットの導入
2. 貨物自動車による陸上輸送から新幹線、鉄道、海上輸送等への転換（モーダルシフト）
3. 標準仕様パレットに適合した外装、情報項目・コード等の標準化、納品伝票の電子化、トラック予約システム等導入によるデジタル化・データ連携等、流通合理化につながる取組であって、他地域又は他品目のモデルとなり得る先進的な実証
4. 標準仕様パレットに適合した外装、情報項目・コード等の標準化、納品伝票の電子化、トラック予約システム等導入によるデジタル化・データ連携等、流通合理化につながる取組であって、これまでに効果が確認されている施策の当該地域・品目での導入に向けた試験
5. 上記事業の実施に向けた調査、関係者の意見調整及び計画の策定

■ 物流生産性向上設備・機器等導入

1. 標準仕様パレット導入に伴う機器導入及び改修、パレタイザー、フォークリフト、クランプフォークリフト、AGV（無人搬送車、無人搬送ロボット等）、リーファーコンテナ、冷凍・冷蔵設備等の物流の合理化・効率化に資する設備・機器の導入
2. 納品伝票の電子化システム、トラック予約システム、共同輸配送システム、パレット循環管理システム等の物流の合理化・効率化に資するシステムの導入
3. 上記の設備・機器等の導入の効果検証

（※）公募に関する内容は、当機構のホームページにてご確認ください。

問い合わせ先

101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5

公益財団法人 食品等持続的供給推進機構 業務部

TEL：03-5809-2176 E-mail：r7-suisin@ofsi.or.jp

全国卸売市場総覧WEB版

本総覧には全国の中央卸売市場（64市場）および地方卸売市場（約900市場）の情報（卸売業者、資本金、取扱高、等）が網羅的に掲載されています。

記載内容は基本的にオープンデータに基づいています。関係情報等へのリンクも充実させていますので最新情報など詳細についてはリンク先HPをご参照ください。

どなたも簡単に閲覧できますので、ぜひ有効にご活用ください。

URL：<https://www.ofsi.or.jp/wholesale-market/>

全国卸売
市場総覧



令和7年度 物流生産性向上伴走支援事業に係る募集

農業・食品産業基盤等の食料供給の能力の確保のため、標準パレットの導入、デジタル化・データ連携の取組、デジタル化や自動化・省人化に必要な設備・機器等の導入等や、産地から港湾・空港までの最適な輸送ルート・体制の構築や地方港湾・空港を活用した新たな輸出物流の構築等、物流の問題に取り組む事業者に対し、現状抱えている問題の解決支援を行います。

URL : <https://www.ofsi.or.jp/banso/>

■ 専門家等の派遣を希望する依頼者の募集

物流改善に取り組む事業者、産地等の課題に応じて物流の専門家等を派遣します！

■ 専門家等の募集

本事業を推進するにおいて、依頼者に派遣する物流等の専門家等を広く募集します。

■ 募集期間

令和8年4月6日（月）～令和9年3月中旬まで（但し予算終了まで）

■ 相談窓口

「専門家派遣事業申込書」や「専門家登録申請書」等の記入方法、申し込みの要件等に関するご相談については、オンライン若しくは直接訪問してご説明することも可能です。ご要望のある方は問い合わせ先にご連絡ください。

問い合わせ先

101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5

公益財団法人 食品等持続的供給推進機構 業務部

TEL : 03-5809-2176 E-mail : logi-banso@ofsi.or.jp

令和7年度 輸出物流構築事業に係る公募

農水産品・食品の物流生産性向上及び地方港湾等の利用による新たな輸出物流の構築等を推進し、我が国の物流における輸送力不足への対応及び海外から稼ぐ力の強化を図り、もって国民の食料安全保障を確保するため、最適な輸送ルートや集荷・保管体制の構築、地方港湾・空港等の活用促進、効率的な輸出物流の構築に向けた実装や、輸出物流の効率化に必要な設備・機器等のリース方式による導入又は輸出物流の構築のための拠点となる施設の賃借を支援します。

■ 輸出物流実装事業

最適な輸送ルートや集荷・保管体制の構築、地方港湾・空港等の活用促進、効率的な輸出物流の構築に向けた実装物流生産性向上設備・機器等導入

■ 輸出設備・機器導入事業

安定的かつ低コストなコールドチェーンを実現するためのリーファーコンテナ、業務の自動化・省人化に必要な設備・機器等のリース方式による導入又は輸出物流の構築のための拠点となる施設の賃借

(※) 公募に関する内容は、当機構のホームページにてご確認ください。

問い合わせ先

101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5

公益財団法人 食品等持続的供給推進機構 業務部

TEL : 03-5809-2176 E-mail : ex-kouchiku@ofsi.or.jp

第14回 食品産業もったいない大賞 募集開始

募集締切：令和8年6月15日（月）

昨年度に引き続き、当機構は農林水産省の補助を受け、第14回食品産業もったいない大賞を実施いたします。食品産業の持続可能な発展に向け様々な環境対策等をされているフードチェーンに関わる企業・団体及び個人を広く発掘し、その取組内容を表彰・周知することにより食品産業全体での地球温暖化防止・省エネルギー対策及び食品ロス削減等を促進することを目的としています。

東日本大震災を契機に見直されている「もったいない」の思いこそが、地球温暖化・省エネルギー対策に取り組む原動力になると考え、これを大賞の冠名としています。

募集対象

ホームページ(<https://www.ofsi.or.jp/mottainai/>)の「取組内容等」に記載されているような環境対策等を実施している、農林水産業者・食品製造業者・食品卸売（仲卸）業者・食品小売業者・外食（中食）事業者・食品輸出入業者・関連事業者（電気・施設・装置・容器包装・輸配送）・地方自治体・大学・専門学校・高校等・フードバンク・リサイクル事業者・個人 等

1. 過去に受賞された企業、団体及び個人でも受賞内容と異なる取組であれば応募可能です。
2. 自薦・他薦は問いません。また、連名での応募も可能です。

応募方法

下記アドレスにある応募申込書に必要な事項を記入し、関係書類と共に応募ください。
なお、頂いた応募書類は返却致しません。

<応募に関する書類>

- (1) 第14回食品産業もったいない大賞応募申込書①
 - (2) 第14回食品産業もったいない大賞応募申込書②-1
 - (3) 第14回食品産業もったいない大賞応募申込書②-2
 - (4) 写真（取組内容がわかる写真）電子データ可
 - (5) 取組内容を記載した関係資料
 - (6) 会社等の概要がわかるパンフレット等
- ※(1)～(4)必須、(5)～(6)は任意

<応募書類様式・公募詳細・取組内容について>
<https://www.ofsi.or.jp/mottainai/>

応募は郵送、メール送信にて受け付けています。
上記アドレスにて、詳細や送付先をご確認ください。



賞の種類

- 食品産業もったいない大賞（農林水産大臣賞） ■ 農林水産省大臣官房総括審議官賞 ■ 審査委員長賞

審査

評価項目	具体的な評価事項
先進性・独自性	他社の取組には見られない先進的な特徴や独自の方法等
地域性	活動範囲の広さ、他社との連携、地域に密着した取組であるか等
継続性	取組の開始時期、活動年数、継続できる取組であるか等
経済性	取組を実施することによる経済効果等
波及性・普及性	他の食品事業者への波及効果や消費者の環境意識の醸成等の効果
地域温暖化防止・省エネルギー効果	取組を実施することによる地球温暖化防止・省エネルギー効果

- ・ 審査結果は受賞者へ直接通知します。
- ・ 栃木県内において、令和8年10月30日に賞状を授与する表彰式典と取組内容を紹介する事例発表会を実施予定です。
- ・ 表彰された取組内容は、当機構及び農林水産省ホームページにて公表します。

<問合せ先> 業務部 担当：杉本
TEL 03-5809-2176 / E-mail mottainai@ofsi.or.jp

第36回 優良経営食料品小売店等表彰 応募店募集開始（令和8年6月30日締切）

当事業は、1977年（昭和52年）から実施しており、前身の(社)食料品流通改善協会時代による主催を含めると、今年で50回目の開催となります。農林水産省及び日本経済新聞社、日本政策金融公庫のご後援を得て当機構が主催しています。

独創的なノウハウをもって経営成績を上げている全国の中小の食料品小売店や花き小売店、また食品流通の効率化、環境対策、地域活性化等を共同で展開する組合等を表彰することとしています。受賞者については、当機構ホームページにて概要を掲載の他、日経MJ新聞にて授賞式の様子が掲載される予定です。

募集対象

<小売業部門>

- ・ 専門食料品小売業（生鮮食品、加工食品及び花き）
- ・ 総合食料品小売業

<組合・商店街等共同活動部門>

- ・ 食品流通の効率化、環境対策、地域活性化等で共同で展開する組合、商店街等

各賞の紹介

- 農林水産大臣賞 総合的に優秀な経営技術と経営成績であること
- 農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）賞 優秀な経営技術と経営成績であること
- 日本経済新聞社賞 革新的な経営技術であること
- 日本政策金融公庫総裁賞 地域活性化に貢献していること
- 食品等持続的供給推進機構会長賞 優良な経営技術と経営成績であること
- 食品等持続的供給推進機構会長奨励賞 良好な経営技術と経営成績であること

応募資格

<小売業部門>

- ① 法人又は個人が経営する独立店舗であること
- ② 営業許認可又は販売の届出が必要な業種にあっては、当該許認可委及び販売届出の手続をとっていること。
- ③ 対面販売している小売業の実店舗があること。
- ④ 従業員数が概ね50人以下であること。（パート・アルバイトは8時間で1人とする）
- ⑤ 審査に当たっては、実店舗における対面販売を基本とし、その他の販売形態については対面販売をどのように補充する形で活用されているか考慮する。この場合、下記表のの売上有る場合は、<A>に伴う効果とみなし、の業態のノウハウは審査対象としない。

決算書の売上高全体において

<A>小売と見なすもの=審査対象とするもの

- ・ 対面販売（実店舗に限る）、必須
- ・ 通信販売
- ・ 催事販売
- ・ 移動販売
- ・ 宅配
- ・ 業務用おさめ（近隣の飲食店、宿泊施設、学校、病院などへ食材としておさめている）

小売と見なさないもの=審査対象としないもの

- ・ 小売店に併設する飲食店
- ・ イートインコーナーにおけるドリンク等のメニュー
- ・ 併設している小売店と関連のない製造業、卸売業
- ・ 百貨店やスーパー、道の駅に販売を委託しているもの（ただし自店員常勤の場合は支店扱いとするため除く）
- ・ 農業、漁業、不動産、燃料、宿泊施設の売上
- ・ 自社商品、仕入商品問わず食料品以外の売上（ただし総合食料品店や<A>とのコラボ商品等は除く）

- ⑥ フランチャイズチェーン又はボランタリーチェーンに加盟していないこと。（本部からノウハウ指導を受けていない場合は可）
- ⑦ 営業経歴が2年以上であること。
- ⑧ 当表彰へ再応募の場合は、当表彰における農林水産大臣賞の受賞経験がないこと。
その他の賞受賞の場合は2年以上経過していること。
- ⑨ 過去3年間、食品関係法令（食品衛生法・JAS法・容器リサイクル法等）で行政処分を受けていないこと。
また、過去3年間に刑事罰に処せられていないこと。

<組合・商店街等共同活動部門>

- ①運営組織が関係法令に基づき組織化された協同組合又は定款・構成員名簿・収支予算書等を備えているグループ等であること。
- ②運営組織設立2年以上経過していること。
- ③運営組織の構成店が3店以上で構成されていること。
- ④構成店の中に<小売業部門応募資格>に該当する食料品を扱う店舗があること。
- ⑤当表彰へ再応募の場合は、当表彰における農林水産大臣賞の受賞経験がないこと。
その他の受賞の場合は2年以上経過していること。
- ⑥過去3年間、食品関係法令（食品衛生法・JAS法・容器リサイクル法等）で行政処分を受けていないこと。
また、過去3年間に刑事罰に処されていないこと。

<パンフレット及び申込書の配布及び問い合わせ先>

応募に関する「パンフレット」及び「申込書」は、食料システム機構ホームページ
(<https://www.ofsi.or.jp/concours/>) をご覧下さい。
原則として電子データでのご応募をお願いしています。
担当：篠塚 TEL 03-5809-2175 / E-mail kouriteni@ofsi.or.jp



<国交省・経産省・農水省> 「総合物流施策大綱（2026年度－2030年度）」が 閣議決定されました

1. 政府における物流政策の指針を示し、関係府省庁が連携して総合的、一体的な物流政策の推進を図る「総合物流施策大綱（2026年度－2030年度）」が3月31日に閣議決定され、「～2030年度までの物流革新の「集中改革期間」における輸送力不足の解消に向けて～」との副題とともに公表されました。

2. 概要

2030年度までの物流革新の「集中改革期間」においては、従来にない対策を抜本的かつ計画的に講じることにより、将来にわたって物流の持続可能性を確保するとともに、我が国の成長エンジンや公共性の高いサービスとしての物流のポテンシャルを最大限に引き出すことが求められます。こうした認識の下、本日、「総合物流施策大綱（2026年度－2030年度）」を閣議決定し、下記の（1）から（5）の5つの観点から、関連する施策を位置付けています。

本大綱に基づき、関係府省庁とも連携して、関連する施策を強力に推進してまいります。

- (1) サービスの供給制約に対応するための徹底的な物流効率化
- (2) 物流全体の最適化に向けた商慣行の見直しや荷主・消費者の行動変容、産業構造の転換
- (3) 持続可能な物流サービスの提供に向けた物流人材の地位・能力の向上と労働環境の改善
- (4) 物流に携わる多様な関係者の連携・協力による物流標準化と物流DX・GXの推進
- (5) 厳しさを増す国際情勢や自然災害等に対応したサプライチェーンの高度化・強靱化

3. 詳細は、以下の農林水産省HPをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/ryutu/260331.html>

○総合物流施策大綱（2026年度～2030年度）概要

<https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/ryutu/attach/pdf/260331-1.pdf>

○総合物流施策大綱（2026年度～2030年度）本文

<https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/ryutu/attach/pdf/260331-2.pdf>

編集後記

今月号から担当が変わりました。食料システムに関わる情報や、機構事業等について幅広い情報をお届けし、「食料システム」に親しみを持っていただけるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。(1)

編集

食料システム

◆2026年5月号／通巻365号 ◆令和8年5月1日発行

公益財団法人 食品等持続的供給推進機構

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5 第1東ビル 6F

☎ 03-5809-2175 📠 03-5809-2183

✉ info@ofsi.or.jp 🌐 <https://www.ofsi.or.jp/>

☐総務部 ☎ 03-5809-2175

☐業務部 ☎ 03-5809-2176

▼再生紙を使用しています。